社会福祉法人童里夢　平成２９年度　事業計画書

社会福祉法人は、「社会、地域における福祉の充実・発展」に寄与することを使命とし、社会福祉事業の安定的、継続的運営に努め、多様な福祉ニーズに柔軟に取り組む公共的、公益的、且つ信頼性の高い法人と位置づけられている。
社会福祉法人制度を大きく改革する法案が平成２８年３月３１日に成立し、公布され平成２９年４月１日から施行される。（一部の条文は公布の日又は平成２８年４月１日から施行）
改正法は、以下の改革をすすめるものであり、社会福祉法人童里夢も制度改革による組織変革への対応を図る。職員一人ひとりが理想を掲げ、仲間をつくり法人の理念を共有する。

社会福祉法人制度の改革

経営組織の在り方の見直し（ガバナンスの強化）
事業運営の透明性の向上
適性かつ公正な支出管理（財務規律の強化）
地域における公益的な取り組みを実施する責務
内部留保の明確化と福祉サービスへの再投下

※ 新制度における各機関の役割

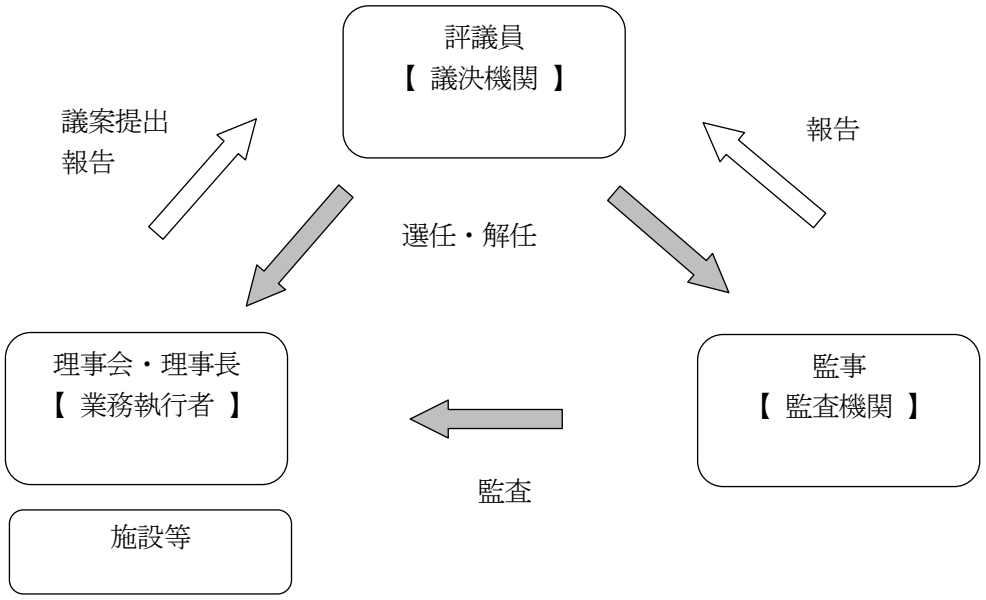

“共に汗し、共に笑い、共に語ろう”
自分は何のために働いているのか・・理念とは言い換えれば、どのように働くか、幸せになるかの指針である。職員一人ひとりが理想を掲げ、仲間をつくり法人の理念を共有して欲しい。

《 童里夢の基本方針 》　※法人の全ての活動、運営・組織の在り方
○「社会に存在する何人とも認め合い、助け合い、許し合い、共に生きていきます」
○「地域社会とのつながりを大切にして、地域共同ネットワークづくりのために努力します」
○「障害者一人ひとりが、主体的な人生を送るために自律の支援を追求します」
○「障害者の社会参加に必要な情報を収集し、障害者理解に必要な情報を発信します」
○「障害者に必要なサービスを継続的に提供できるように、時代に合わせて変化し続けます」

１．法人運営

社会福祉法人制度改革において示された新たな組織のもと法人運営をスタートさせる。
社会状況の変化に対応し、職員一人ひとりの主体的な関与、参画を通しての事業運営の形づくり、あらためて意識改革・組織改革が必要となる。経営的視点から組織体質を強化し戦略を組み立てることを重点課題として取り組み、社会福祉法など関係法令はもとより、法人の基本理念、さらには広い意味での社会的ルールやモラルを遵守した運営をおこなう。
理事会（業務執行機関）を現場からサポートする機関として経営会議を位置付け、経営コンサルタント、会計事務所等の協力を得て常勤理事を中心に事業運営の統括、問題の解決等を迅速に図る体制を整える。
今日では法人の広報力、情報発信力も問われている。社会福祉法人が活動していくためには、財源負担者たる国民からの信頼や協力が不可欠であり、事業運営の透明性の確保はもとより、社会福祉（ソーシャルワーク）の実践を地域社会へ情報発信していくことで活動のさらなる厚みや新しい展開が見えてくる。地域社会からの信頼と協力を得るためにもホームページ、機関紙等を活用して積極的な情報発信に努める。

本年度、国庫補助事業としてハード面の整備（グループホーム創設、他）をすすめる中、ソフト面の見直し、新たな事業運営（支援）体制づくりも喫緊の課題となる。
「人のマネジメントとは、人の強みを発揮させることである。人は最大の資産である。」（ドラッガー）とある。優秀な人材は、採用後の育成・教育によってつくられると考え、最大の資産である人材育成に注力する。様々な採用手段を講じての人材確保をはじめ、職員の処遇改善にも積極的に取り組みながら、法人の期待する（あるべき姿にリンクする）職員像に基づいて職務能力の開発、及び全人的な成長を目的とした人材育成をおこなう。

理事会、評議員会の機能、構成メンバーが変わり、諮問機関としての評議員会が、法人運営に係る重要事項の議決機関として変わることで理事会への牽制機能を持ち、法人組織の活性化と共に、地域の福祉ニーズやサービスを利用する当事者の声を事業運営に反映させることができる。
現役員（理事・監事）の任期は、平成２９年４月１以降の最初の定時評議員会の終結の時までとなり、この定時評議員会にて新役員の選任をおこない、新しい法人運営体制が整う。

公益性の高い事業活動の推進、及び信頼性の高い効果的な経営の観点から健全な財務規律を確立する。改正法では、社会福祉法人が保有する財産について、事業継続に必要な財産の額を控除した上で、再投下可能な財産（社会福祉充実残高）を算定することになり、社会福祉充実残高が生じる場合には、社会福祉充実計画（平成２８年度決算をもとに作成し６月末までに所轄庁に申請）を作成し、その実施費用に充てる必要がある。２８年度末から計画策定の準備をすすめ、内部留保の明確化と福祉サービスへの再投下を計画的に実施する。
また、地域における公益的な取り組みを実施する責務として、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は定額な料金で福祉サービスを提供すること（「地域における公益的な取り組み」）を規定している。多様な関係機関や個人との連携・協働を図り、既存の制度では対応できない公益的な取り組みを想定しているが、全く新しい取り組みであり、現在運営している社会福祉事業への影響、予算の担保等、予想ができない部分もあり、他法人の取組みも参考にしながら童里夢としての取組みを早急に決定し実践する必要がある。

２．本部、各事業所の重点課題

『法人本部』

① 適切な法人運営　社会福祉法人制度改革による組織変革への対応

組織運営のガバナンスの強化

正確な財務諸表の作成、開示

地域の福祉ニーズに向き合った法人の中長期計画の策定

地域の福祉課題への対応等「公益的な取り組み」の実践と発信

実施している社会福祉事業のサービスの質の向上

他法人との連携・協働による地域の福祉ニーズへの対応

童里夢がおこなう事業、実践等に関する積極的な情報発信

② 施設整備事業の適切な実施　※国庫補助金事業

障害者（児）施設整備

童里夢ホーム（仮称）建設工事　木造２階建（延べ床面積：342.01 ㎡）

大規模修繕及びスプリンクラー設備等整備計画

“グループホームひまわりハウス”スプリンクラー設置工事

“地域生活支援センターすたぁと”スプリンクラー設置工事

③ 人材確保　人材育成

新規職員の採用　※“マイナビ”、求人誌等の活用

経営コンサルタントによる計画的な研修

福祉サービスの質と量の向上の「要」となるリーダー層の育成

「フレームワークを活用した思考力」を養い高める

④ 働き易い職場環境づくり

職員処遇全般の向上

多様な業務、職務形態、年代の職員が働き易い環境の推進

『多機能型事業所童里夢』　（ 生活介護／就労継続支援Ｂ型／日中一時支援 ）

① 運営基盤の強化　（運営・管理体制、サービス管理）

利用者対応・支援力の向上

利用者本位のサービスの提供

社会福祉援助技術の専門性と倫理性の向上

拠点間の連携・協力を通して各事業の安定的運営

生産活動、及び諸活動の見直し、整理

② 利用者サービスの拡充

良質かつ安心・安全なサービスの提供

自己決定と選択の尊重　権利擁護

③ 人材育成／支援力の向上

研修、会議、面談、ＯＪＴ／Ｏｆｆ ＪＴ、委員会

権利擁護、虐待防止、障害者権利条約、エンパワメント、

④ 防災関係（ソフト・ハード面の整備・拡充）　リスク管理体制の強化

ＢＣＰ（事業継続計画）の推進

福祉避難所としての環境整備

災害時要援護者（童里夢利用者以外）への対応

『生活介護事業所奏楽』　（ 生活介護／相談支援 ）

① 運営基盤の強化　（運営・管理体制、サービス管理）
　生活介護事業の安定的運営
　新規利用者の受入

② 利用者サービスの拡充
　良質かつ安心・安全なサービスの提供
　自己決定と選択の尊重　権利擁護
　生産活動種目の見直し
　利用者工賃増額への取組み

③ 人材育成／支援力の向上
　研修、会議、面談、ＯＪＴ／Ｏｆｆ ＪＴ、委員会
　　権利擁護、虐待防止、障害者権利条約、エンパワメント、

④ 防災関係（ソフト・ハード面の整備・拡充）　リスク管理体制の強化
　ＢＣＰ（事業継続計画）の推進

『地域生活支援センターすたぁと』　（ 居宅介護／短期入所／相談支援／他 ）

① 運営基盤・体制の強化　（運営・管理体制、支援体制）
　法人内事業所間の連携、協力体制づくり
　事業所、関係機関とのネットワークづくり

② 平成３０年度に向けて運営体制の見直し、整理、改変
　地域生活支援事業再編成に向けた事業体制づくり
　各事業の評価と課題の整理　→　事業縮小、休止、新規事業展開

③ 人材育成／支援力の向上
　将来の事業運営（体制）を視野に入れたジョブローテーション
　研修、会議、面談、ＯＪＴ・Ｏｆｆ ＪＴ、委員会

④ 施設整備
　スプリンクラー設置
　既設建物の改修　※建築基準法、消防法への適合

『共同生活支援ぱぁとなぁ』　（ 共同生活援助：介護サービス包括型 ）

① 運営基盤・体制の強化
　利用定員の充足
　バックアップ事業所、管理者、サービス管理責任者との協力体制の確立

② 平成３０年度に向けて運営体制の見直し、整理、改変
　地域生活支援事業再編成に向けた事業体制づくり

③ 人材育成／支援力の向上
　将来の事業運営（体制）を視野に入れたジョブローテーション
　研修、会議、面談、ＯＪＴ・Ｏｆｆ ＪＴ、委員会

④ 施設整備
　童里夢ホーム（仮称）開設に向けた準備
　“ひまわりハウス”スプリンクラー設置　※消防法への適合